



県章

群馬県報

平成21年
6月26日(金)
第8699号

目次

ページ

告 示

○保安林予定森林(森林保全課)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○道路の区域変更(同)	2
○道路の供用開始(同)	3
○道路の区域変更(同)	3
○道路の供用開始(同)	4
○同	4
○道路の区域変更(同)	5
○道路の供用開始(同)	5
○道路の区域変更(同)	6
○道路の供用開始(同)	6
○道路の区域変更(同)	7
○道路の供用開始(同)	7
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	7
○同	8

公 告

○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	8
○平成21年度職業訓練指導員試験の実施(職業能力開発課)	9
○平成21年度採石業務管理者試験の実施(砂防課)	10
○平成21年度砂利採取業務主任者試験の実施(同)	11
○都市計画土地地区画整理事業の変更に係る縦覧(都市計画課)	12

選挙管理委員会告示

○開票区の設定等の告示の一部改正	12
------------------	----

入札公告

○一般競争入札の実施(運転免許課)	12
-------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡六合村大字入山字木川附696の9、696の12、696の28
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び六合村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字岩下字中村355番の1地先から同郡同町大字同字机1687番の1地先まで	平成21年6月26日

◎群馬県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	120号	沼田市利根町平川字池ノ上1115番地先 から同市同字同1126番の3地先まで	前	9.1～14.2	67.2
			後	11.3～14.3	67.2

◎群馬県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	120号	沼田市利根町平川字池ノ上1115番地先から同市同字同 1126番の3地先まで	平成21年6月26日

◎群馬県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎渋川線	高崎市棟高町字辻久保1521番の13 9地先から同市引間町字小池1088番 の1地先まで	前	22.1～26.7	336.5
			後	23.7～27.4	336.5
	元島名倉賀野線	高崎市元島名町字新堀前519番の5地 先から同市同字同573番の1地先まで	前	7.8～10.4	130.4
			後	8.7～10.5	130.4
		高崎市元島名町字中内出361番の1地	前	7.4～10.2	142.0

		先から同市同字中内出前1411番の1地先まで	後	8.8~12.8	142.0
		高崎市中大類町字新井411番の1地先から同市同字同410番の1地先まで	前	7.8~11.2	16.5
	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字堤785番の4地先から同市同字同847番の1地先まで	後	10.2~16.7	16.5
			前	12.1~13.8	95.9
			後	12.1~17.0	95.9

◎群馬県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎渋川線	高崎市棟高町字辻久保1521番の139地先から同市引間町字小池1088番の1地先まで	平成21年6月26日
	元島名倉賀野線	高崎市元島名町字新堀前519番の5地先から同市同字同573番の1地先まで	
		高崎市元島名町字中内出361番の1地先から同市同字中内出前1411番の1地先まで	
		高崎市中大類町字新井411番の1地先から同市同字同410番の1地先まで	
前橋長瀬線	高崎市綿貫町字堤785番の4地先から同市同字同847番の1地先まで		

◎群馬県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	桐生市相生町一丁目字伊勢崎道上126番の5地先内	平成21年6月26日
		桐生市相生町一丁目字大道東130番の11地先から同市同字同148番の8地先まで	
県道	駒形大間々線	桐生市川内町三丁目572番の1地先から同市同368番の3地先まで	
	沢入桐生線	桐生市梅田町三丁目字木品245番の2地先から同市同字阿治路谷戸494番の4地先まで	
	前橋大間々桐生線	桐生市新里町新川字鑄木1971番の3地先から同市同字宿西2074番の1地先まで	

◎群馬県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	渋川下新田線	利根郡みなかみ町羽場字下新田1019番の1地先から同郡同町同字同1076番の1地先まで	前	7.2~8.8	56.3
			後	7.6~8.8	56.3
	月夜野猿ヶ京温泉線	利根郡みなかみ町月夜野字深沢2267番の1地先から同郡同町同字同2308番の1地先まで	前	7.2~14.9	264.4
			後	8.9~29.0	264.4
	後閑羽場線	利根郡みなかみ町月夜野395番の1地先から同郡同町同238番地先まで	前	8.3~11.0	69.3
			後	13.1~15.0	69.3

◎群馬県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川下新田線	利根郡みなかみ町羽場字下新田1019番の1地先から同郡同町同字同1076番の1地先まで	平成21年6月26日
	月夜野猿ヶ京温泉線	利根郡みなかみ町月夜野字深沢2267番の1地先から同郡同町同字同2308番の1地先まで	
	後閑羽場線	利根郡みなかみ町月夜野395番の1地先から同郡同町同238番地先まで	

◎群馬県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	赤岩足利線	邑楽郡邑楽町大字藤川字村西402番の1地先から同郡同町大字同字同388番地先まで	前	8.8～9.6	168.0
			後	10.8～13.5	168.0

◎群馬県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生岩舟線	桐生市境野町七丁目15番の4地先から同市同11番地先まで	平成21年6月26日

◎群馬県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生伊勢崎線	桐生市広沢町一丁目2917番の10地先からみどり市笠懸町阿左美1049番の3地先まで	前	8.8～13.0	2,035.0
			後	8.8～13.0 6.5～27.0	2,035.0 2,870.0

◎群馬県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美3056番の5地先から同市同3065番の13地先まで	平成21年7月8日

◎群馬県告示第264号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成21年6月8日から適用する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

「太田市農業協同組合 太田市福沢町89-1（沢野支所）
上原一 太田市高林東町1624-1（上原酒店）」を「太田市農業協同組合 太田市福沢町89-1
（沢野支所）」に改める。

◎群馬県告示第265号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、平成21年6月12日から適用する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

「太田市農業協同組合 太田市福沢町89-1(沢野支所)」を「太田市農業協同組合 太田市福沢町89-1
上原文雄 太田市高林東町1624-1(上
(沢野支所)
原酒店)」に改める。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監の 事別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡登堰	理 事	再 任	大澤嘉久	みどり市笠懸町鹿3856番地
	同	同	田村富穂	同 同 阿左美3697番地1
	同	同	前原豊	太田市藪塚町1568番地
	同	同	柳欣治	同 成塚町1083番地
	同	同	森良雄	同 菅塩町9番地
	同	同	片亀欽司	同 同 589番地
	同	新 任	高田隆吉	桐生市相生町3丁目708番地
	同	同	大澤盛一	みどり市笠懸町鹿3683番地
	同	同	小林邦男	太田市藪塚町820番地
	同	同	福田實	同 同 773番地
	同	同	周藤克美	同 同 2629番地
	同	同	新井章夫	同 西長岡町604番地
	同	退 任	平野賢一郎	桐生市相生町2丁目甲298番地2
	同	同	河内忠夫	みどり市笠懸町西鹿田683番地1
同	同	伏島正之	太田市藪塚町2130番地	

	同	同	室田尚利	同 同 271番地
	同	同	藤生孝一	同 同 2657番地
	同	同	峯岸寿一	同 西長岡町806番地
	監事	新任	田村俊夫	みどり市笠懸町鹿2182番地1
	同	同	小島秀一	太田市藪塚町1723番地
	同	同	石原康男	同 北金井町421番地
	同	退任	岩崎幸夫	みどり市笠懸町鹿3659番地
	同	同	福田富造	太田市藪塚町729番地
	同	同	須永義明	同 成塚町954番地
渡良瀬川下流土地改良区連合	理事	新任	栗原実	邑楽郡板倉町大字岩田883番地
	同	退任	針ヶ谷照夫	同 同 同 海老瀬2761番地

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験のうち、関連学科及び指導方法を行う職種 和裁科
- (2) 学科試験のうち、指導方法のみを行う職種 上記(1)以外の職種

2 受験資格

- (1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定により、和裁科に関し実技試験を免除された者は、1(1)に係る試験を受けることができる。
- (2) 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除された者は、1(2)に係る試験を受けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

3 試験期日 平成21年10月24日(土) 午前9時

4 試験場所 伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県技能検定場

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 受験資格を証する書面

ウ 免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部職業能力開発課

(3) 申請書類の受付期間 平成21年8月24日（月）から同年10月2日（金）まで

(4) 受験手数料 3,100円（群馬県証紙を受験申請書にはり付けて納付すること。）。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手数料は不要とする。

(5) 受験票 受験申請書を受理したときは、後日受験票を申請者あて送付する。

6 合否判定基準

(1) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、当該学科について合格とする。

(2) 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、指導方法について合格とする。

7 合格発表 平成21年11月18日（水）に県庁2階県民センター前掲示板及び群馬県技能検定場に掲示するとともに、群馬県ホームページに掲載し、合格者あて通知する。

8 その他

(1) 受験申請書は、群馬県産業経済部職業能力開発課、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政事務所、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、140円分の切手を同封の上、群馬県産業経済部職業能力開発課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部職業能力開発課技能振興係（電話027（226）3414）に問い合わせること。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成21年度採石業務管理者試験を次のとおり行う。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

1 受験資格 制限しない。

2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 試験の日時等

(3) 平成21年10月9日（金） 午前10時

(4) 試験時間は、2時間とする。

4 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室

5 受験願書の請求

(1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。

(2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は最寄りの土木事務所あて

請求すること。

6 受験手続

- (1) 申込書類 受験願書及び写真(受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した手札形のもの)
- (2) 受験手数料 手数料として、8,000円の群馬県収入証紙を受験願書にはって納付すること。

7 受験願書提出先 前橋市大手町一丁目1番1号(郵便番号371-8570)群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きすること。)

8 受験願書受付期間 平成21年9月15日(火)から同月25日(金)まで

9 合格者の発表等 合格者の発表は、平成21年10月16日(金)午前9時に合格者の受験番号を群馬県庁2階県民センター前掲示板に掲示することにより行う。なお、合格者には合格証を交付する。

10 その他 この試験についての問い合わせは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(電話027-226-3631)に行うこと。

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成21年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

1 受験資格 制限しない。

2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 砂利の採取に関する法律
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

3 試験の日時等

- (1) 平成21年11月13日(金) 午前10時
- (2) 試験時間は、2時間とする。

4 試験の場所 群馬県庁(前橋市大手町一丁目1番1号)29階292会議室

5 受験願書の請求

- (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。
- (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は最寄りの土木事務所あて請求すること。

6 受験手続

- (1) 申込書類 受験願書及び写真(受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦12センチメートル横8センチメートルのもの)
- (2) 受験手数料 手数料として、8,000円の群馬県収入証紙を受験願書にはって納付すること。

7 受験願書提出先 前橋市大手町一丁目1番1号(郵便番号371-8570)群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きすること。)

8 受験願書受付期間 平成21年10月19日(月)から同月30日(金)まで

9 合格者の発表等 合格者の発表は、平成21年11月20日(金)午前9時に合格者の受験番号を群馬県庁2階県民センター前掲示板に掲示することにより行う。なお、合格者には合格証を交付する。

10 その他 この試験についての問い合わせは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3631）に行うこと。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桐生都市計画鷹ノ巣土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画鷹ノ巣土地区画整理事業
- 2 都市計画の変更年月日 平成21年6月8日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び桐生市都市整備部都市計画課

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第61号

開票区の設定等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成21年6月26日

群馬県選挙管理委員会委員長 高 山 昇

表高崎市の項中

第2開票区	第62、第63、第64、第65、第66、第67、第68、第69、第70、第71、第72、第73、第74、第75、第76、第77、第78、第79、第80、第81、第82、第83、第84、第85、第86、第90、第91、第92、第93、第94、第95、第96、第97、第98、第99投票区の区域に同じ。
-------	---

を

第2開票区	第62、第63、第64、第65、第66、第67、第68、第69、第70、第71、第72、第73、第74、第75、第76、第77、第78、第79、第80、第81、第82、第83、第84、第85、第86、第90、第91、第92、第93、第94、第95、第96、第97、第98、第99投票区の区域に同じ。
第3開票区	第100、第101、第102、第103、第104、第105、第106、第107、第108、第109、第110、第111、第112、第113、第114、第115、第116、第117投票区の区域に同じ。

に

改める。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成21年6月26日

群馬県警察本部長 大平 修

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 免許台帳ファイリング装置等の貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 貸借期間 平成21年10月1日から平成27年9月30日まで
- (4) 納入場所 群馬県前橋市元総社町80番地4
- (5) 入札方法 上記(1)の件名を入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 規則第170条の2の規定により作成された平成20・21年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成21年7月15日までに、群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、資格者名簿への登載を確認し、平成21年7月27日の午後5時までに、群馬県警察本部交通部運転免許課電算室に入札参加資格確認申請を行うこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始決定後に上記(3)による資格の再認定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領(平成19年4月1日)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本件で導入する機器及びプログラムプロダクトの使用許諾調達が可能であることを当該機器製造メーカーが証明した者であること。
- (8) 警察庁交通局運転免許課発出の「ICカード化運転免許証及びその運転免許証作成システム等仕様書」に適合していることを、財団法人日本品質保証機構が証明した、試験成績書の写しを提出できる者であること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センター 群馬県警察本部交通部運転免許課電算係 電話027-253-9300
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、書類等の提出先及び問い合わせ先 前記(1)に同じ。
- (3) 入札説明書の交付方法 平成21年6月26日から同年7月10日までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 入札参加資格の確認 競争入札の参加希望者は、休日を除く平成21年7月27日午後5時までに、入札参加資格を証する書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、入札参加希

望者は、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月5日午前10時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部地下1階入札室(郵送による場合は、二重封筒の表封筒に「免許台帳ファイリング装置等の賃借・入札書在中」と朱書した上で、簡易書留郵便により同月4日午後5時までに上記(1)に必ず届くように発送すること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、有効な入札を行った最低価格入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 入札及び契約書作成等に係る費用 一切入札者の負担とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of tender: Osamu Ohira, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters
- (2) Subject matter of tender: Rental for Electronic Computer hardware and software
- (3) Term of Contract: From October 1, 2009 through September 30, 2015
- (4) Time-limit for tender: 10:00 a.m., August 5, 2009

Note: The tender must be sent to the address below no later than August 4, 2009 by registered mail.

- (5) Contact point for the notice: Accounting Division, Gunma Prefectural Central Traffic Bureau, 80-4, Motosouja-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 371-0846, Japan TEL 027-253-9300 (Japanese only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
